

◎ジェイアールバス関東株式会社公告第1号

ジェイアールバス関東株式会社一般乗合旅客自動車運送事業運送約款（昭和63年4月ジェイアールバス関東株式会社公告第3号）の一部を次のように改正します。

ジェイアールバス関東株式会社
代表取締役社長 中村 泰之

2022年4月28日

第24条を次のように改める。

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、運賃を割り引きます。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは都道府県知事（政令指定都市又は中核市にあつては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者が、本人であることを確認したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき
- (2) 児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者が及びその付添人が養護等のため乗車する場合であつて、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出したとき
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、当社が別に定める路線に乗車する場合であつて本人であることを確認したとき

附則

- 1 この公告は、2022年5月1日から施行します。

ジェイアールバス関東株式会社一般乗合旅客自動車運送事業運送約款 現改比較

現 行	改 正
<p>(運賃の割引)</p> <p>第 24 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、運賃を割り引きます。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは都道府県知事（政令指定都市又は中核市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき</p> <p>(2) 児童福祉法第 12 条の 4 及び第 41 条から第 44 条の 2 までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人が養護等のため乗車する場合であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出したとき</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出して当社が別に定める路線に乗車するとき</p> <p>2 略</p>	<p>(運賃の割引)</p> <p>第 24 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、運賃を割り引きます。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは都道府県知事（政令指定都市又は中核市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者が、<u>本人であることを確認したとき</u>及びその介護人が介護のために乗車するとき</p> <p>(2) 児童福祉法第 12 条の 4 及び第 41 条から第 44 条までに規定する諸施設により養護等を受けている者が及びその付添人が養護等のため乗車する場合であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出したとき</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、<u>当社が別に定める路線に乗車する場合であって本人であることを確認したとき</u></p> <p>2 略</p>